

令和7年度 第1回 美瑛町地域自立支援協議会議事録

と き 令和7年8月5日 午後6時00分～7時00分
ところ 美瑛町役場1階第1会議室
出席者 委員（森居、常盤、本谷、村上、安部、三田
村、岩井、竹川）
事務局（三浦、堀田）

1 開 会

- ・事務局挨拶
- ・会長挨拶

2 議 題

(1) 第9回スポーツ交流会について【資料1】

- ・事務局より、資料1に基づいて説明。

(事務局)

現在、スポーツセンターにLEDの工事が入っており、アリーナについては工事が11月頃終了する見込みのため、工事終了後に開催する予定です。頑張る宣言について、毎年参加者の皆さんの積極的な参加が多いとのことで、記載上は各チームの代表となっていますが、各チームの事業所から1名ずつ宣言、前に出て準備運動を行っていただければと考えています。

(会長)

スポーツ交流会は4色のチームに分かれて行いますが、頑張る宣言、準備運動は各事業所から1名でしょうか。4色の中で、更に1名ずつということでしょうか。

(事務局)

各事業所から4色に1名以上入るのであれば、4色それぞれでも良いのではないかと思います。委員の皆さんはどうでしょうか。

(会長)

例年は各事業所から1名で、「私もやりたい」となり、気持ちがあってもできない例がいくつもありました。A委員はどう思いますでしょうか。

(A委員)

4色の中から各事業所の代表の方で良いと思います。

(会長)

4色にわかれて各事業所の代表の方が頑張る宣言をする形で進めていきます。準備体操の方は、各チームから1名ずつ選出する形で進めていきます。祝辞をしていただく社会福祉協議会の会長については、事務局の方で予定の確認をお願いします。会長の他に呼ぶ方はいらっしゃいますか。町長は来場されるのでしょうか。

(事務局)

内部協議の上、検討させていただきます。

(会長)

他にご意見、ご質問はございますでしょうか。

・・・意見及び質問なし・・・

(会長)

よろしいでしょうか。変更点がいくつかありますので、そちらに沿って進めていこうと思います。

(2) 条例の制定及び条例制定後の取組について【資料2】

- ・事務局より、資料2に基づいて説明。

(会長)

主催という部分では、道の助成金をいただく関係で「普及推進委員会」と名前が変わりますけれども、メンバーは自立支援協議会の委員で行うという形です。

助成金は事業に対して、どのくらいの割合でしょうか。

(事務局)

事業の総額が125万円を予定しており、補助金が62万円程度と約半分を予定しています。

(会長)

他にご意見、ご質問はございますでしょうか。

(B委員)

主催団体が自立支援協議会ということですが、これから打合せを重ねる中で、私としては、手話に詳しい人や聞こえない当事者も一緒に細かいところまで話を進められたらと思います。そのあたりはどのようになるのでしょうか。

(事務局)

主催は、美瑛町手話普及推進委員会であり、実際には自立支援協議会が主体となりますが、手話狂言ということで手話がメインとなりますので、事前の協力から当日までについて、手話に詳しい人や聞こえない当事者の方々に協力をいただけるのであれば、お願いをしたいなと思っております。

(B委員)

手話に関係する方々と一緒に進めていく場合、なんらかの形で声をかけるということで受け止めて良いのでしょうか。

(事務局)

基本的には、役場の保健福祉課が普及推進委員会の事務局になろうと考えています。トット基金の事務局と協議をする上で、お声がけをさせていただく形になると思います。

(会長)

時間はどのくらいを予定していますでしょうか。

(事務局)

打合せをしてからになります。また、内容については、きちとした型ができておりますので、それに沿って進めていきたいと考えています。

(会長)

他にご意見、ご質問はございますでしょうか。

・・・意見及び質問なし・・・

(会長)

よろしいでしょうか。詳しいことや話し合わなければいけないことがまたありましたら、会議を開いて、進めていきましょう。

(3) 手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）について【資料 3】

- ・事務局より、資料3に基づいて説明。

(会長)

補足で何かありますでしょうか。

(B 委員)

皆さんにぜひ、知っていただきたいことがあります。実は、北海道のろう学校で手話の導入が認められたのが平成18年です。平成6年の時点では、まだ手話は認められない、使ってはいけない、ということが当たり前に行われていた時代でした。そうしていく中で、耳の聞こえない子どもや保護者の方たちが増えてきて、札幌ろう学校や旭川ろう学校で手話の導入を認めてほしいという声が大きくなったことをきっかけに、平成15年に札幌、旭川、帯広ろう学校で2年間の手話研究が行われました。その結果、手話による効果が認められて、平成18年に全道のろう学校で手話が導入され、今に至っています。

耳の聞こえない人と関わったことのない先生が、突然ろう学校の先生になることはとても大変です。ですので、1人でも多くの方々に実態を知っていただき、この手話施策推進法に関心を持って、お互いにできることを考え、生活できたらよいのかなと思っています。

(会長)

私からも少しだけ話します。先日、養護学校の進路指導の先生が、旭川のろう学校の進路指導の先生として戻ってきて、ご挨拶をしました。その時、「手話を一生懸命勉強します、頑張ります。」とおっしゃっていました。

その話を聞き、耳の聞こえない方々が、ろう学校を卒業後、事業所などの施設で働くことができるように考えていく良いきっかけになりました。

手話に関することについて、どのように普及されていくか、ということは本協議会の皆さんや行政と一緒に、考えていければよいのかなと考えています。

(3) 障がい者の希望を踏まえた結婚、出産、子育てに係る支援の推進について【資料4】

- ・事務局より、資料4に基づいて説明。

(会長)

資料4を作成したPwCコンサルティング合同会社から、「支援の手引き」も出ています。支援する側としてぜひ見ていただきたいと思います。

また、一般社団法人北海道知的障がい福祉協会が6月5日に、ハンド支援ガイドブックを作成しました。事業所、本人たちにアンケートをとったものをまとめたガイドブックです。

様々なところからこのような冊子が出ていますので、障がいのある方の恋愛、結婚、性行為、妊娠などデリケートな部分について課題が実は身近にあるものだと私は思っています。

異性が好きな方もいれば、世の中には、同性が好きだという方もいます。そのような部分についても理解を深めていく必要があると思ひ発言させていただきました。

本人の意思をどう決定してあげて、支援していくのか。非常に難しいことだと思います。日々、その本人、当事者と話し合いをする中で決して押しつけではなく、本人たちは何を望み、どう生きていききたいのか。叶えられること、あるいは現実不可能なことをわかりやすくしっかりと声掛けをしていく。根気強い支援が必要になってくるのではないかと思います。

(4) その他

(会長)

締めくくりになりますが、皆様から何かありますでしょうか。

(副会長)

先日、事業所の利用者の方からお手紙をいただきました。弱視で視力が低い方で、高齢の親御さんと暮らしています。病院で、盲動鈴が鳴っているが、ドアが閉まったら聞こえなくなってしまう。また、白杖を使用しているときに、アスファルトに点字ブロックは見やすいが、レンガ調の道路に点字ブロックは見づらいなど、私たちが普段の生活の中で気づきにくい情報を教えてもらうなどして、道路の修繕の際に参考にする、といったような共有ができたなら良いかなと思いました。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。道路を作るのは、建設水道課の方で行います。その際に、当事者の意見をどれだけ集められるか、が大事だと考えます。その後の修繕についても、町として反映していかなければいけないと思っていますので、当事者の意見を積極的に吸い上げるように、担当課の方にも伝えます。

(会長)

声をあげるのは、とても勇気のいることだと思います。その意見をどう吸い上げるのかも大事になってくると考えます。

20年前の話にはなりますが、学生、ボランティア、当事者の団体の方々に、

実例を行ったことがありました。このようなことを、本協議会でやってみること、あるいは、小、中学生に疑似体験をしてもらい、感じたことを言ってもらっていただくこと、大事ではないかなと思います。

(事務局)

手話言語の条例ができたとき、役場の各窓口に筆談可能のパネルを置きました。役場職員全員が条例を意識しているかといえば、そうではないのではないかと思います。ただ、この条例をきっかけとして、考えていく、保健福祉課以外のそれぞれの窓口、担当ができる範囲の活動をしていくことが大事だと思っています。

(会長)

いただいた意見を受け止めることができる体制づくりを役場だけでなく、病院や薬局、商店が行っていくことが必要ですね。

私の事業所の利用者で、マイナンバーカードの利用ですごく困っています。病院や薬局の方から、「もう1回やってみてください」の声掛けと、「一緒にお手伝いしましょうか」の声掛けでは、全く違いますよね。合理的配慮がこの町全体に広がっていけるようにしなければいけないと感じました。

3 閉 会

- ・会長挨拶